

令和2年 第8回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年9月17日

招集年月日	令和 2 年 9 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年9月 4日午前10時30分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年9月17日午後 1時25分			議 長	富 永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	4番	富 永 豊		5番	末 田 健 治	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		商工観光課長	片 山 豊 和	
	総務課主幹	三 井 剛		税 務 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		住民生活課長	上 手 佳 也	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 斉		児童育成課長	園 田 哲 也	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		衛生対策室長	田 中 博 敏	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企 画 課 主 幹	武 藤 克 巳		生涯学習課長	金 升 龍 也	
	地 域 づ くり 課 長	瀬 川 善 博		福 祉 課 長 兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	産 業 振 興 課 長	栗 栖 浩 司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年9月17日

	諸般の報告
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
同意第6号	農業委員会委員の任命について
同意第7号	農業委員会委員の任命について
同意第8号	農業委員会委員の任命について
同意第9号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	農業委員会委員の任命について
同意第11号	農業委員会委員の任命について
同意第12号	農業委員会委員の任命について
同意第13号	教育委員会委員の任命について
議案第60号	安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第61号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第5号）
議案第62号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第63号	令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）
認定第1号	令和元年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
発議第4号	閉会中の継続調査について
発議第5号	安芸太田町選挙公報発行条例案の提出について
発議第6号	黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出について
陳情第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について
発議第7号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、令和3年度政府予算に係る意見書の提出について

	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について
	議長の辞職許可について
	議長の選挙
	議席の変更について
	総務常任委員 1 名の辞任許可について
	総務常任委員 1 名を選任することについて
	議会運営委員 1 名の辞任許可について
	議会運営委員 1 名を選任することについて
発議第 8 号	矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について

令和2年第8回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和2年9月17日

日程	議案等番号	件 名
第1	同意第4号	農業委員会委員の任命について
第2	同意第5号	農業委員会委員の任命について
第3	同意第6号	農業委員会委員の任命について
第4	同意第7号	農業委員会委員の任命について
第5	同意第8号	農業委員会委員の任命について
第6	同意第9号	農業委員会委員の任命について
第7	同意第10号	農業委員会委員の任命について
第8	同意第11号	農業委員会委員の任命について
第9	同意第12号	農業委員会委員の任命について
第10	同意第13号	教育委員会委員の任命について
第11	議案第60号	安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正について
第12	議案第61号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)
第13	議案第62号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
第14	議案第63号	令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
第15	議案第64号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)
第16	認定第1号	令和元年度歳入歳出決算の認定について
第17	認定第2号	令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
第18	発議第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
第19	発議第5号	安芸太田町選挙公報発行条例案の提出について
第20	発議第6号	黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出について

第 21	陳情第 4 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について
第 22	発議第 7 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、令和 3 年度政府予算に係る意見書の提出について
第 23		閉会中の継続審査について
第 24		閉会中の継続調査について

令和 2 年第 8 回 安芸太田町議会定例会

議 事 追 加 日 程 (第 4 号の追加 1 ~ 8)

令和 2 年 9 月 17 日

追加日程	議案等番号	件 名
第 1		議長の辞職許可について
第 2		議長の選挙
第 3		議席の変更について
第 4		総務常任委員 1 名の辞任許可について
第 5		総務常任委員 1 名を選任することについて
第 6		議会運営委員 1 名の辞任許可について
第 7		議会運営委員 1 名を選任することについて
第 8	発議第 8 号	矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について

令和2年第8回定例会
(令和2年9月17日)
(開会 午前10時48分)

○矢立孝彦議長

あらためまして、皆さんおはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 同意第4号
日程第2. 同意第5号
日程第3. 同意第6号
日程第4. 同意第7号
日程第5. 同意第8号
日程第6. 同意第9号
日程第7. 同意第10号
日程第8. 同意第11号
日程第9. 同意第12号
日程第10. 同意第13号

○矢立孝彦議長

日程第1、同意第4号、農業委員会委員の任命についてから、日程第10、同意第13号、教育委員会委員の任命についてまでの10件を一括議題とします。議案の説明は先日、町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。産業振興課、栗栖浩司課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい。失礼します。同意第4号、農業委員会委員の任命について。次の者を安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。住所、安芸太田町大字上殿1532番地、氏名、栗栖芳秋、生年月日、昭和20年11月1日。令和2年9月4日提出、安芸太田町長、橋本博明。

続きまして同意第5号、住所、安芸太田町大字坪野1530番地の3、氏名、沖貴雄、生年月日、平成3年10月31日。

同意第6号、住所、安芸太田町大字猪山245番地、氏名、佐藤潤、生年月日、昭和54年6月22日。

同意第7号、住所、安芸太田町大字穴1239番地、氏名、寺田光蒲里、生年月日、昭和30年6月11日。

同意第8号、住所、安芸太田町大字柴木1323番地、氏名、笠井清孝、生年月日、昭和34年9月23日。

同意第9号、住所、安芸太田町大字加計3427番地1、氏名、小島俊二、生年月日、昭和31年4月27日。

同意第10号、住所、安芸太田町大字寺領530番地の1、氏名、河野幸枝、生年月日、昭和36年8月21日。

同意第11号、住所、安芸太田町大字松原226番地の1、氏名、富永富幸、生年月日、昭和30年5月29日。

同意第12号、住所、安芸太田町大字寺領1668番地、氏名、河本穂津雄、生年月日、昭和27年8月15日。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

それでは同意第13号、教育委員会委員の任命について、議案の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所、安芸太田町大字穴2507番地の1、氏名、清胤祐子、生年月日、昭和39年11月12日、なお任期は4年間となります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

この農業委員、筒賀地域における農業委員の人間がいないということになつてはるわけですが、今後どのようにお考えか、おたずねいたします。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

農業委員会については、この本人からのこの応募に行つてこれを今募集してやつてゐることなんです、確かに今回、筒賀地域からは選出がないということで、できればですね、どうにか筒賀地域で出してもらえるように、こちらからの働きかけ等々はしていきたいと思いますが、あくまでも、先ほども言いましたように、どの区域から出なくてはいけないということは規定されておられませんので、今回このような結果となっております。以上です。

○矢立孝彦議長

9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

やはりね、農業委員さんは地域に1人は居られんとね、そうとう無理が入ってくると思うんです。で、この中でたぶん、1名ほど推薦枠と言いますか、あるとは思いますが、その時に筒賀地域の人に話をして、農業委員を受けていただけるというようなお考えはありませんか。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、推薦枠というのがありますが、今ある推薦枠は営農団体からの推薦という形で出ておられます。で、推薦枠の推薦の部分ですが、うちのほうが推薦するわけではありませんので、そのあたりのこともですね、協議させていただいて、地域のほうで、そういう枠、方が居られればですね、また協議させてもらって、やはりできるだけ、その広域にわたっているいろんな所に人が居られるというのが、一番ベストだと思っておりますので、そのあたりは今後も協議していきたいというふう考えております。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

やっぱりね、地域、結構筒賀のほうも地域、坂原から下まで相当広い範囲ではあると思うんで、この辺はよくよく考えていただいてね、是非ね、この筒賀の区域の空白を無くしていただけるように、努力をお願いをしたいと思います。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は同意第4号から同意第13号までを別々に行います。同意第4号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第4号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第5号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第5号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 6 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 7 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 7 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 7 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 8 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 8 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 8 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 9 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 9 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 9 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 10 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 10 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 10 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 11 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 11 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 11 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 12 号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 12 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 12 号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

同意第 13 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 13 号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第 13 号、教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定しました。

日程第 11. 議案第 60 号

○矢立孝彦議長

日程第 11、議案第 60 号、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたします。議案第 60 号、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正につきまして、建設課から説明をさせていただきます。安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部、第 33 条第 1 項第 2 項の改正について、議会の議決を求めるものです。こちらは、水道法の一部改正におきまして、水道法第 16 条の 2、第 1 項で水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間が定められまし

た。このことにより、5年ごとの更新制度が導入されました。また、指定の新規更新に伴います手数料を8千円から1万円にそれぞれ改めるものです。よろしくお願いいたします。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第60号、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第60号については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第60号、安芸太田町簡易水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第61号

○矢立孝彦議長

日程第12、議案第61号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。議案の説明は先日、町長より行われていますが追加説明があれば受けます。総務課、三井主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、それでは議案第61号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ3億4,262万3千を追加していただき、予算総額を歳入歳出それぞれ、92億3,557万5千円と定めるものでございます。続く第2条は地方債の補正でございます。恐れ入ります、1枚めくっていただきまして、1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、表の上から、分担金及び負担金としまして、10万4千円、国庫負担金や国庫補助金等で構成する国庫支出金として、8,255万5千円のほか、この表のとおり、県支出金や基金繰入金を中心とした繰入金、さらには前年度からの繰越金、加えて町債として、この表に示す所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。なお、繰入金にマイナスの400万円を計上しているものにつきましては、このたびのコロナの影響でイベントの中止に伴う経費相当額を町づくり基金に積戻したためでございます。恐れ入ります、さらに1枚めくっていただきまして、歳出で、2ページの歳出でございます。表の上から、総務費、民生費、衛生費の他、この表にある品目につきまして、この表のとおり所要額をそれぞれ補正するものでございます。続きまして、3ページをご覧ください。第2表の地方債の補正でございます。今回の補正における地方債の補正に関わるものは、町道や河川、農業施設、そして林道に関わる災害復旧事業の他、国道及び県道の改良事業、さらには過疎対策としての合併処理浄化槽設置事業に係るものでございまして、この一覧のとおり災害復旧事業債や旧合併特例法に基づく合併特例事業債、そして過疎対策事業債の他、臨時財政対策債にかかる国からの起債額の確定があったことに伴いまして、この表の補正後における限度額をそれぞれ増額して対応するものでございます。地方債の補正の関係は以上です。続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、担当課からご説明申し上げますが、まず私どもの総務課財政管財関係部分についてご説明を申し上げます。恐れ入ります。13ページ、14ページをお開き下さい。上から2段目の財産管理費のところでございますけれども、歳出の補正としまして、財政調整基金への積立金としまして、2億3,074万5千円を計上しております。この内訳としましては、ほとんどが令和元年度の歳計剰余金でございまして、基金条例で義務付けのある剰余金の半分内容を超えさせていただき、約94%にあたる、約2億1,700万円を基金に積み立てるほか、今回起債する災害復旧事業債等の起債額や国庫補助金の活用等によって、事前に一般財源で充当していた額相当をそれらに振替、基金に積み立てるものでございます。総務課財政管財関係については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢立孝彦議長

各担当課長の説明については、極力簡潔に願います。企画課、二見課長。

○二見重幸企画課長

それでは 13 ページ、14 ページをお願いいたします。総務費、企画費のほうでございます。主なものを説明します。まち・ひと・しごと創生事業、報償費、旅費でございますが、こちらは道の駅、再整備検討委員会の委員にかかる報償費及び旅費でございます。それから、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく影響を受けております観光事業者、主に宿泊事業者、体験事業者への誘客を図るために、割引のプランを造成するための経費を 500 万円計上しておるものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

福祉課、伊賀課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

それでは福祉課と健康づくり課両方から補正のお願いをさせていただきます。ページのほうは 15 ページ、16 ページになりますが、中ほど、高齢者生活福祉センター事業で 195 万 8 千円ほど計上しております。今回、新型コロナウイルス感染症に対応するために、特に換気の悪い、ひまわり 2 階の脱衣室にエアコンを設置したり、また換気扇等を修理するために、今回費用を計上させていただいております。主なところで 1 枚めくっていただきまして、17 ページ、18 ページのほうをご覧ください。中ほどに生活保護費給付事業で 934 万 9 千円ほど計上しておりますが、こちらにつきましては、昨年度の実績に伴います、国、県への返還金でございます。合わせまして、その下段、生活困窮者自立支援給付事業、さらには母子保健事業におきます償還金利子及び割引料等、それぞれ 16 万 5 千円、さらに 85 万 5 千円と計上しておりますが、こちらにつきましても、昨年度の実績に基づきます返還金でございます。福祉課のほうからは以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課、園田課長。

○園田哲也児童育成課長

児童育成課からの補正でございます。15 ページ、16 ページをご覧くださいようお願いいたします。下段の子ども子育て支援事業 140 万でございます。これは昨年行いました、幼児教育無償化に伴う法改正に伴う条例改正を本年度中に行わなければいけないという形でございます、その条例改正、例規等の改正のための条例整備の支援のための委託事業でございます。140 万を上げております。なお、この事業につきましては、国の財源を基とする県の補助金の 10 分の 10 の事務費を充てるものでございます。続きまして、児童センター運営事業の 40 万円、18 ページでございます上段の保育所、園管理事業の 80 万円でございますが、これはコロナ対策におきます、マスク等の追加等ですね、需用費、また備品、コロナ対策における放課後児童クラブ 2 施設、保育所、認定こども園の 4 施設に伴うコロナ対策を行う消耗品等の購入のために必要なものでございます。これにつきましても、国庫補助金の 10 分の 10 を充てるものでございます。児童育成課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。建設課から補正の説明をさせていただきます。歳出の 17、18 から 19、20 です。保健衛生費の負担金及び補助金でございます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございます。こちらは当初 3 基の設置を見込んでおりましたが、4 基目の見込みがございました。そのため、42 万 2 千円の増額をお願いするものです。財源といたしましては、国、県ともに 110 万円ずつの補助、起債 10 万円となっております。続きまして、歳出は同じ 19、20 ですが、農林水産業費、林業費治山事業の負担金でございます。こちら、県の事業繰越確定に伴う事業負担金の増額でございます。1 万 2 千円の増額をお願いするものです。工事箇所につきましては下田吹西平線の景観工事となっております。続きまして、歳出の 21、22 ページです。こちら土木費の道路橋梁費、道路新設改良費でございますが、こちらは、国、県事業費分の負担金でございます。こちら県事業繰越確定に伴う事業負担金の増額といたしまして 364 万 1 千円の増額をお願いするものです。工事箇所につきましては、県道弁財天加計他となります。財源といたしましては、道路橋梁債、350 万円となっております。続きまして歳出の 23、24 でございます。こちら、公共土木災害、農林水産施設の水路災害と林道災害でございます。いずれも 7 月 13 日から 14 日発生の梅雨前線豪雨により被災した施設でございます。まず道路河川 1 カ所の工事を実施するため、工事請負費 1,199 万 9 千円、増額をお願いするものです。財源といたしましては、国庫補助 800 万 4 千円、災害復旧事業債 450 万円となっております。つづきまして、農業施設水路災害 1 箇所、こちら工事費 149 万 9 千円の増額補正をお願いするものです。財源といたしまし

ては、国庫補助 97 万 4 千円、災害復旧事業債 40 万円、受益者分担金といたしまして 10 万 4 千円となっております。つづきまして、林道施設災害復旧事業、こちら工事請負費 1 千万円の増額補正をお願いするものです。財源といたしましては国庫補助 649 万 9 千円、災害復旧事業債 470 万円となっております。建設課からは以上です。

○矢立孝彦議長

住民生活課、上手課長。

○上手佳也住民生活課長

おそれいります。19 ページ、20 ページをお戻りください。4 款目の衛生費、病院事業会計補助金 5,160 万 5 千円でございます。これは安芸太田病院が実施します新型コロナウイルス感染症、緊急対策経費補助として計上するものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

失礼します。ページ 19 ページ、20 ページお願いします。6 款の農林水産業費、農業費で上殿上水路の改修工事に必要な経費として 214 万 8 千円ほど増額補正をお願いするものです。続きまして、林業費ですが、林業総務費の林業総務管理事業の負担金補助及び交付金として、16 万円の増額補正をするものです。これは間伐材の搬出に伴う、運賃の補助をしておりますが、搬出材が増加したため、補正を行うものです。よろしくお願いします。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、続きまして、21、22 ページをお願いします。観光施設管理事業でございます。まず需用費、1,307 万 3 千円につきましては、アフターコロナに向けました観光施設の受け入れ整備、及び衛生環境の充実等にかかる修繕費等をお願いしております。箇所別ですが、セリエ戸内河内が火災報知器等の修理等、わくわくランドの遊具が点検に伴う安全対策、道の駅来夢が井戸の圧送ポンプ更新、杉ノ泊ホビーフィールドもポンプ更新、から温井夢の丘公園につきましては、大雨等の影響で公園内道路の陥没箇所を補修するものでございます。深入山グリーンシャワーにつきましては、グランドゴルフ看板の更新、グリーンスパつつがにつきましては、空調機器の更新等で、以上 6 施設 11 箇所の修繕を予定しております。次に委託料 805 万円のうち 750 万円につきましては、下段の負担金補助及び交付金からの振替としております。当初予算計上しておりました深入山の草原の山化に向けた立木整理につきまして、その執行上の理由から委託料へ振替をして、施業をお願いするものです。また残り 55 万円につきましては、入込の多くなっている地域について、道路標識としての誘導看板を設置する予定としております。以上のうち、深入山の伐採施業を除いた部分につきましては、地方創生臨時交付金を充当することとしております。続きまして、観光団体育成事業ですが、委託料は年間イベントの駐車場警備、ガードマン、委託経費、使用料についてはシャトルバス代がすべて中止となりました。補助金につきましても、秋開催予定であった龍姫湖まつり、五サー市、ふるさとまつり等も中止となったことによる減額補正としております。商工観光課は以上です。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは最後になります。9 款、消防費についてご説明申し上げます。ページは 21、22 ページです。一番下段になります、非常備消防運営事業、26 万 9 千円でございます。こちらに関しましては、緊急性の高い防火水槽の修繕に対する補助を行うものです。場所に関しましては、木坂の防火水槽となります。防災減災備蓄事業といたしまして 120 万計上させていただきました。こちらに関しましては、老朽化が激しい屯所の建替えを来年度実施したいということで実施設計をですね、この年度で行うための委託料を計上させていただいております。説明は以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

4 番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっと2点ほど。16ページのですね、条例改正がありましたね、これも子育て支援事業の。ちょっと簡単でいいんですけど、このこども支援の条例改正の何点かポイント教えていただきたい。それともう一つは屯所の老朽化ってということなんですけど、場所はどこなのかってということをお願いしたいです。以上です。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、条例改正のポイントという形でございます。昨年度、子ども子育て支援法の改正に基づきまして、幼児教育の無償化ということがありました。それに伴って、本来、その時点で条例改正等すべきですが、基本的に国のほうの基準に伴って、1年後まで現状の国の制度をもって、条例改正をしますというような規定がございますので、今年度条例改正が必要なものでございます。細かいところを言いますと、一番大きいのが文言の修正、支給認定と言うて、今まで保育所、こども園に入るのに支給認定というものがありましたが、それを教育、保育の給付認定という文言が変わるのが、一番大きなものでございますが、それに合わせて、当町、公立の保育所等がございますので、その法令等がですね、見たところの必要な条例を併せて、保育所条例、保育所の規則等をですね、改正するもので、考えているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

大変失礼いたしました。場所でございます、屯所の改修の場所でございますけれども、第10分団第24部の屯所、戸河内土居の屯所を予定しております。以上です。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

22ページ、県道改良工事でこの予算とは直接関係ない、関連で。県道弁財天加計線の改良工事が本体のほうがありますが、これが事業がストップしと思うんですけども、これの事業見通しについて、お知らせください。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

弁財天加計線の事業見通しなんですけど、今現在、目には見えない箇所、ちょっと奥の方なんですけど、橋の上部工を、今設置を行っております。続きまして、桁の上の整備なんかを行いまして、トンネルに移っていくと思うんですけど、トンネルと、おそらく、当然下流のほうから開けていくこととなります。そちらの今予算のほうの要望をしております。あと弁財天加計線の起点側ですけど、土居側です。こちらのほうで、防火水槽が1点、今回、この事業で移転することになっております。そちらの用地の見通しが今現在たっておりません。そちらの用地へ県と一緒に取り組んでおるところですが、今難航してるところです。そちらを進めて、早期に目に見える形で国道のほうから見えるように早く整備を進めるよう、要望、活動、行っていきたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

1番、大江議員。

○大江厚子議員

まず、企画、それから商工観光課のコロナ後、アフターコロナ、ウィズコロナ、という意味で新しい戦略の展開ということで、前回も補正があり、今回も補正があったということですが、前回の検証というか、踏まえての今回の補正だと思うんですけど、どういう、前回の補正がどういった効果があったのかを踏まえての、今回ということで、その辺の説明をお願いします。それからコロナ対策ということであれば、上殿小学校は空調設備、いわゆるエアコンがなくて、上殿小学校の子どもだけ、この夏休み期間が授業に振替えられたことで、よその学校へね、T授業以外にもよその学校へ行って勉強するということが起きたと思うんですけど、まずコロナ対策と言うんなら、子どもたちのための健康を思っているのね、対策をまずはすべきと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○矢立孝彦議長

企画課、武藤主幹

○武藤克巳企画課主幹

コロナ対策、特に経済対策でございますけれども、確かに前回の補正でもお願いしていることがございます。それとの関係でございますけれども、前回は一つ、安心、安全、おもてなし認定ということで、各宿泊事業者、それから飲食店、これらにですね、感染症の予防対策をしていただくということをしております。今、ちょうど、一昨日ですかね、講習会を行いまして、これから認定の作業に入っていきます。それを前提といたしまして、もう一つ対策しておりますのが、Come Up キャンペーンですね、安芸太田町の自然を特に活かした体験事業者、これに対しての補助をするということも前回の補正の中でご承認いただきました。で、併せてですね、今回は特に宿泊事業者ですね、ここに対しての支援をするということで、制度上はですね、県の同じような宿泊事業者に対しての支援というのと同じやり方をしていこうというふうに考えております。これを一連ですね、実行していくことによって、単にその機会に多くのお客様に来ていただいて、事業者の支援をするということだけではなくてですね、継続的におもてなしの体制を整えて、それでアフターコロナにも備えるということを考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課、児玉課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほどの空調の無い上殿小学校へのございます。まず今回のコロナによりまして、学校が長期の授業、休業となりまして、そのための学力保障という意味合いで単式化を図って授業を進めるということが、まず第一にありましたので、空調の無い上殿小学校さんには、戸河内小学校、それから筒賀小学校のほうに分散で登校してということで、学習を進めて参りました。そのあと学校の再開を盆明けから始めたんですが、学校のほうも予想外に、ご存知のように暑かったということもありまして、私たちも、また学校のほうに行きまして、その本当にかかなり暑かったので、学校のほうも火曜日ぐらいから、戸河内小学校のほうで勉強を、昼からですね、させてもらうというような対応をとったところでございますが、そうは言いつても、ほんとに今年の夏はさらに暑かったので、スポットクーラーのほうをその週の週末でしたが、全教室のほうに手立てをするということで、電源のほうに合わなかったので、スポットクーラーで対応をさせてもらったということでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

1番、大江議員。

○大江厚子議員

スポットクーラーというのは、だから上殿小学校に対してということですね。夏はほんとに最近どの年も暑くなっていて、予想できないような暑さではなかったと思うんですね。ですからそのコロナ対策の、その最中にやはりそこは、早めに早めにねやるべきではなかったと思いますし、分散して上殿小学校の子どもたちが空調が保障されているところへっていう、一言で済むんですけど、でも実際に移動して知らない学校で勉強する、特に低学年の子どもたちにとってはね、やっぱり負担ではないかと思うんですね。ですからその辺を何が一番、コロナ対策って、何が一番大切なのか、小さな子どもたちの健康を守るっていうのが一番だっていうところを念頭に置いて対策を立てていただきたいというふうに思います。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

議員さんがおっしゃるように、確かに今年だけではなくて、例年、このところ、温暖化の影響かどうかわかりませんが、かなり暑い夏があったということで、学校のほうも、こちらのほうももう少し早い手立てをしておけばよかったかなというのは、反省点であります。ただあの、先ほどの単式化によるT授業を進めたことなんですけれども、これのアンケートをとりましたら、学校の先生は確かに、普段、学校の中で自分の学校でできる授業ではなく、移動しなければいけないということで、授業の進め方とか、お互いすり合わせもあつたりしての負担も多少あつたんですけども、その先生方の負担より以上にですね、こどもたちの感想がとても肯定的な意見が多かったのが事実でございます。というのも、自分たちの普段でやる学級での意見とは違う意見が聞けて良かったとか、大勢で集まって勉強ができて楽しかったという肯定的な意見が多数を占めていたということは今回のT授業をやった良かったなという成果の一つではないかなと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

T授業の成果は成果で、やはり検証して、そういう意見があるんなら、それも大切なことだと思いますが、今私が質問したのは、コロナ対策に対する子どもたちの、おおげさに、大きく言えば、命にも関わる健康状況に対しての対策ですので、T授業の部分とコロナ対策における学校への対策というのは別にしておいてね、対応していただきたいというふうに思います。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、すみません。補正額としては大きい額ではないんですが、まずは2点ばかり。まず1点は修道せせらぎ文化センターの水道代の増加、これ3千円の6ヵ月分、この増加は何の増加、水道料、当初予算で計上しとった増加になろうと思うんですが、どういう理由で増加になるのか。それともう1点は、林業総務の自伐林業、搬出材積の追加、80立米とありますが、これは当初予算をもう完全に使い切ったの80オーバーなのか、それとも今後の予測を見越しての80立米の追加なのか、その2点、お願いします。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

はい、先ほど質問にありました16ページの修道介護予防拠点事業の需用費1万8千円の増額でございますが、年度当初、修道の水利組合のほうから、水道代としてひと月1,500円ということで、こちらの報告があり、その予算を1年間組ませていただきました。ですが、この8月になってですね、計算が間違っておったと、ひと月1,500円ではなくて、3,000円だったということで、あらためて要請がございまして、今回不足分を計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、搬出材の流通に関する補助ですが、これは当初100立米組んどりましたが、ほぼ使いきりまして、今後の要望等々が出るとるものが、あと80立米あるということで全体で180立米になるものです。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

すみません、自伐林業のは分かりました。今のせせらぎの当初の1,500円はむこうからきたのが間違うとったということなんですが、これは役場のほうで、行政のほうでは把握できなかった、3,000円というのは。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

予算を計上させていただくときに、修道のほうからですね、ひと月、これだけという報告をいただいて、それを予算を計上しとるもんでございますから、こちらのほうでひと月当たりの金額をメーターを測ってということはおしてありませんでした。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第61号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)を起立により採決します。議案第61号については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第61号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決しました。

日程第 13. 議案第 62 号

○矢立孝彦議長

日程第 13、議案第 62 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。議案の説明は先日、町長より行われていますが追加説明があれば受けます。住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、議案第 62 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明をさせていただきます。この度の補正は歳入、歳出予算の総額にそれぞれ 342 万 1 千円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 1,266 万 9 千円と定めるものでございます。詳細につきまして、説明をさせていただきます。まず歳出のほうからご説明をさせていただきます。12 ページ、13 ページでございます。上段の保健事業費、保健衛生普及事業の 187 万 8 千円の減額でございます。こちらにつきましてはレセプト点検員退職に伴いまして、その費用を減額し、点検業務のほうを国保連合会のほうに委託しております。それぞれ差し引きまして、最終的にマイナスの 187 万 8 千円でございます。その下の基金積立金 288 万 1 千円の内訳でございますが、前年度繰越金が 275 万 9 千円、補助事業精算に伴います追加交付ということで 12 万 2 千円が内訳となっております。その下の 6 款、諸支出金の保険税還付事業、償還金利子及び割引料でございます。49 万 8 千円の増額でございますが、こちらにつきましては、新型コロナの影響により、収入減が見込まれる方の国保税減免、こちらに係る経費として 49 万 8 千円を計上するものでございます。この制度につきましては、令和 2 年 2 月 1 日から適用しておりますので、令和元年分の還付にかかる費用ということでご理解いただきたいと思います。その下の償還金、191 万 9 千円でございます。これは令和元年度の保健事業費等の確定に伴う精算償還金でございます。それでは歳入のほうでございますが、6 ページ、7 ページでございます。まず国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者、介護ということで減額をしておりますが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、新型コロナに係る国保税減免ということで、現年分の減額をしているものでございます。現在 2 名の減免の受けを行っておりますが、今後も 10 名程度ということを見込みまして、予算に反映をさせていただいているところでございます。その下の 3 款県支出金でございます。保険給付費交付金、特別交付金でございますが、この内訳がコロナ減額分の県からの財源ということで 136 万 2 千円。元年度の補助金の精算ということで 12 万 2 千円、これが内訳となっております。その下、保険者努力支援金、マイナスの 208 万 8 千円、こちらのほうにつきましては、レセプト点検員の廃止に伴う減額でございます。その下の県繰入金 2 号分の 21 万 1 千円はレセプト点検の委託業務に係る経費として交付を受けるものでございます。5 款目、国民健康保険基金繰入金でございます。補助金精算の償還金に充てるため、191 万 9 千円、計上するものでございます。一番下の前年度歳計剰余金繰越金は元年度の繰越金ということで 275 万 9 千円を計上するものでございます。次のページ、8 ページ、9 ページです。雑入、129 万 6 千円でございます。こちらにつきましても、コロナの影響の減額分ということで、国からの財源措置ということで計上させていただいております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 62 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 62 号については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 62 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 14. 議案第 63 号

○矢立孝彦議長

日程第 14、議案第 63 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。議案の説明は先日、町長より行われていますが追加説明があれば受けます。福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

失礼します。議案第 63 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。今回の補正については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,393 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれを 13 億 1,802 万 3 千円と定めるものでございます。詳細についてご説明いたします。歳入のほうで 6 ページ、7 ページのほうをお開きください。国庫補助金、また 4 款の支払基金交付金の現年分、さらには県支出金、そして 1 枚めくっていただきまして、8 ページ、9 ページにございます、一般会計繰入金におきますもの、さらには基金の繰入金等につきましては後程説明をさせていただきます、歳出におきます介護予防の一般介護予防事業において必要となります費用の、法定負担割合分に基づきます歳入の増額分でございます。6 ページ、7 ページ中段にございます介護給付費交付金の過年度介護給付費交付金 307 万 4 千円、さらには、その下段にございます県支出金、介護給付費負担金の 48 万 9 千円につきましては、昨年度の実績報告に基づきます過年度分の負担金を見込んでおります。1 枚めくっていただきまして、8 ページ、9 ページの繰越金、3,024 万円を計上しとりますが、こちらについては、前年度の介護保険事業の歳計剰余金をあげております。続いて歳出の方でございますが、10 ページ、11 ページのほうをご覧ください。地域支援事業費で一般介護予防事業費として、需用費、さらには役務費を 13 万 5 千円ほど計上させていただいております。こちらについては、福祉課が行っております介護予防事業において、現在、新型コロナウイルス感染症の対策として介護予防事業における個数が不足しております、非接触型体温計を 3 つ購入するもの、合わせまして、開催が遅延し、また順延となつておりますものについての通信費を増額させていただくものでございます。その下、積立金、介護準備基金管理事業において 2,546 万 5 千円を計上しておりますが、こちらについては、後程ご説明いたします、国、県への返還金を歳計剰余金から差し引いたものを、それぞれ基金のほうに積み立てるものでございます。1 枚めくっていただきまして、償還金ということで 833 万 8 千円ほど計上しておりますが、これは昨年度の実績報告に基づきます、国、県への返還金でございます。説明のほうは以上です。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 63 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 63 号については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 63 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

日程第 15. 議案第 64 号

○矢立孝彦議長

日程第 15、議案第 64 号、令和 2 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。議案の説明は先日、町長より行われていますが追加説明があれば受けます。病院事業、菅田病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

はい、議案第 64 号、令和 2 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。この補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する補正予算でございます。第 2 条の業務予定量の補正予定量を定めております。発熱外来ネットワーク事業といたしまして、安芸太田病院建物周辺整備といたしまして、施設整備、委託料、3,600 万、400 万を計上いたしております。機械備品購入といたしまして、感染症関連の検査機器を購入をする予定でございます。第 3 条、収益的収入及び支出でございます。国の補助金等を利用いたしまして、収入、支出とも 8,056 万 2

千円を計上するものでございます。支出の部の第1項、医業費用でございますが、トイレの修繕費用、オンライン診療、Wi-Fi環境等整備、清掃等感染対策の委託、さらに特別利益、特別損失では従業員の慰労金の交付事業を支給するよう計画しております。第4条、資本的収入及び支出でございます。1枚めくっていただきまして、先ほど言いました第2条による追加予定量の改修等の事業、機械備品の購入等の費用を計上しております。第5条の他会計補助金でございますが、この補助金につきましては、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金3千万、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、一般会計の、先ほど議決をいただきました5,160万5千円を一般会計から繰り入れをし、それを財源として充てるものでございます。次のページの1ページ、2ページにつきましては、実施計画書を定めております。3ページ目をお願いいたします。3ページには令和2年度予定キャッシュフロー計算書とありまして、一番下の数字、資金期末残高8億6,324万5千円、令和3年3月31日の現金預金の数値でございます。その一つ上、資金期首残高これの8億362万9千円につきましては、今期定例会の認定をお願いしております令和元年度決算数値を反映し、キャッシュフロー計算書を作成したものでございます。次のページ、4ページ、5ページにつきましても、令和2年度安芸太田町病院事業予定貸借対照表、令和3年3月31日につきましても、令和元年度決算で決算書に反映した数値を出しておりますので、資産の部と負債及び資本の部が合計で35億8,170万3千円でございます。次のページ、6ページ、7ページにつきましては収益的収入及び支出の関項目節別の説明と、7ページにつきましては資本的収入及び支出についての説明でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

これ、コロナ関係の事業の費用は、ほとんどだとは思いますがね、1点だけ聞かせてください。先ほども説明があったんですが、トイレの改修、トイレの改修ね、現状がどうなって、感染リスクがあつてどのように改修をするのか、そこだけ。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

場所につきましては、安芸太田病院のリハビリ室の横のトイレでございます。まだ未だにですね、和式のトイレでございますので、洋式に改修し、衛生上清潔に保つため修繕を行うものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に。4番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっと、1点だけ。3ページのですね、資金の期末残高の2年の予定の計算書なんですけどね、8億6千、っていう数字、これは捉え方としちゃあ、どういう捉え方でよろしいんですかね。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

はい、このキャッシュフロー計算書につきましては、今年度予算に基づきまして計上しておる数字です。要するに、現金預金がどのように動いたかということでございますので、一番上、先ほど言いましたように、令和2年度、予算通りに執行した場合の数値でございますので、当年度純利益につきましては、0円で計上しております。それから、業務活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、財務活動によるキャッシュフロー、補助金でありますとか、建設改良にあります経費、さらに3番目の企業債に償還する支出、6,369万4千円、決算認定でも話はしましたけど、ここの1億2千万円のもの、6,300万のほうに減ったもので、ここで資金の増加が見込まれるというふうに予測いたしまして、令和元年度決算、令和2年3月31日の決算の現金預金を足して8億6,324万5千円というふうに予定しております。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

そういうプロセスを言って、そういう形で出るんですけど、この金額についてのね、捉えっていうのは、端的に言えば想定内なのか、想定外なのか、あるいは自分たちが思った、このキャッシュフローっていうのは安定しとるのかどうなのか、そこらの捉え方です。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

答えをいたします。8億6,324万5千円でございますけど、令和元年度決算のほうが良かった、補助金が入ったりですね、収益も上がった、さらに起債の償還も減ったということで安定をしてきてます。例えばゼロで収支が利益がゼロ円であってもですね、現金が増えるという仕組みに少し変わってきております。ただし、ただしですね、新型コロナウイルス関連の今期の予定と言いますか、今現在収益のほう、下げておりますので、なかなか予測が難しいです、逆に言いますと、資金のほうが増えないかも分からないです。分かりませんが、令和2年度ですね、予算当時につきまして、現金の方が増えるという見込みについてです。さらに流動負債と比べた場合も、資金的に余裕があるというふうに見込んでおります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第64号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第64号については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第64号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決しました。

日程第16. 認定第1号

日程第17. 認定第2号

○矢立孝彦議長

日程第16、認定第1号、令和元年度歳入歳出決算の認定について、及び日程第17、認定第2号、令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを一括議題とします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。富永豊決算審査特別委員長。

○富永豊決算審査特別委員長

ただいま、富永でございます。この度は決算審査特別委員会の委員長ということでやってまいりました。その決算報告についてさせていただきます。それではしばらく、ちょっと読まさせていただきます。決算審査特別委員会審査報告、決算審査特別委員会は「決算」が9月定例議会に提出された審査事項について審議を行いました。審査事項は令和元年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算、令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書他8件、令和元年度安芸太田町病院事業会計、以上11件が対象です。審査期間は令和2年9月10日から9月14日までの5日間。委員は議長、監査委員を除く10名です。基本となる基礎資料は、令和元年度決算書、歳入歳出決算事項別明細書等中心とし、監査委員の意見に基づき、「効率性」「有効性」「適正性」の観点に置き審査を行ってまいりました。まず初めに簡単に決算審査に当たっての令和元年度の社会の動きの変化の際立った事件として3点、上げさせていただきますと、まず1点目は「平成」から「令和」への新しい時代が始まりました。日本国民はもとより、世界の国々の方も慶び、祝意を示されました。2点目といたしましてはグローバル化や、スマートフォンの普及、ビッグデータや人工知能の活用などによる第四次産業が加速した。教育の世界も社会への変化を睨み新学習指導要領が10年ぶりに改訂され移行期とは言え、実質的なスタートを切った。3つ目は年明け2020年1月中旬、日本国内初のコロナウイルス感染者としての男性が報告された。パンデミックな「疫病」それに伴う「恐慌」という、戦後最大の国難を迎え、令和2年度へまたがるこ

ととなり、現在に至っているが未だ収束は見えていない。令和2年度以降、コロナ禍で不確実な時代を迎え、その乗り切りを試されることとなった。それでは審議の報告に入ります。まず令和元年度の決算審議結果は認定すべきと決定をいたしました。その審議結果に至った要点について意見を申し上げます。まず1点目、財政状況について。令和元年度も緊縮財政が続き、大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況の報告を受け異論のないことです。が、一方で考えさせられる意見で、高橋是清の財政に対する言葉の一部を紹介すると、緊縮という問題を論じるにあたって、先ず、国の経済と個人の経済との区別を明らかにせねばならぬ。儉約して貯蓄に回すのが個人の経済で結構なことであるが、国の経済は使うことで二十倍にも三十倍にもなって生産力を高めるのである。と言った経済成長を高める財政の役割の一部を申し上げておきます。

2つ目にはふるさと納税について。令和元年度の寄付件数 5,973 件、寄付額 6,063 万円の何れも若干、下回った数字であるが安定した寄附が寄せられている。今後も返礼品等の扱いには十分配慮し寄附者との関係を密に保つための工夫に心がけていかれることを求めます。また、現在は、Web サイトも数多く、比較分析の必要性を申し上げておきます。

3番目、高速ブロードバンドの加入件数の停滞について。契約解除抑制への、働き掛けを課題解決に挙げていることで申し上げます。まず、インターネットを利用した行政サービスを提供することである。対面処理が当然のごとくの行政事務の運営に責任が無いわけではない。オンラインサービスの提供の仕組みに積極的に取り組んでいくことを強く求めます。

4番目の地域おこし協力隊の定住について。定住に至った理由で「自然環境」は耳にする。次に言われているのが「地域の人が良かった」でこたえで、明快で分かり良い。その響きは、就農、就業、起業等に於いて共通で、エネルギーの要素と成り得ていることを改めて考えさせられる。移住してこられる人への公平な対応が定住へ大きな影響があるものと一考すべきことを申し上げておきます。

5番目、長期総合計画の前期の評価について。最大の目標は人口増加である。減少傾向の食い止めは、過去5年間の施策の成果では得ることが出来なかった。人口増加の成り得る要素は、雇用と良好な子育て・教育環境の影響が大きい。戦略にはコミュニケーション重視、更なる磨きをかけ知恵と工夫で道を切り開き、後期は、一体となった取組みに期待をします。

6つ目、公共交通の現状、課題について。本町における課題は深刻で、高齢化による「交通難民」の状況を迎えている。この事を鑑みると、公共交通インフラを担う責任は免れない。しかし、赤字でも公共交通事業を続けられるだけの恒常的な財源を確保できる保障はどこにもない。「効率性」と「利便性」「継続性」の観点から法定協議会である地域公共交通会議での忌憚のない議論展開の必要性を申し述べておきます。

7つ目、町有財産のデータベースの必要性について。本町はこれまで町有財産において、未利用財産の処分や、資産の有効活用を行ってきたが、人口減少、高齢化の進む中であって、現行化を図ることが必要と思われる。先ずは、現況、経緯を含めた内容のデータベースを作成することが必要と思われる。まずは現状調査は、年数を重ねた不法利用、放置等を考えると、経緯が分かる行政OB等の一時雇用で専門的に行う必要があることを申し述べておきます。

8つ目、税務管理事業について。自主財源の確保は、住民の生活を支える事業を行う、基礎となる財源であり、適正に確保していくことが、これまで以上に求められる。現状に於いて、新型コロナウイルスの伝染による影響で住民に対し、一段と厳しい中での徴収、滞納の処理は微妙な問題があるにせよ、税金の役割について、理解をいただき適切な対応を求めます。

9つ目、中小企業支援事業について。我が国の技術の発展は、中小企業の力は大きい。その中小企業に後継者の不足等による廃業が急増している。本町に於いては、町が株を所有する数少ない本町の資源を活かした製造業が厳しい経営を強いられている。経営健全化の具体策も見出すことは困難な状況である。様々な観点で早急に検討をしていかなければならないことを申し上げておきます。

10番目、森林環境税に伴う作業事務の進め方について。森林環境税は、令和6年度から、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになります。本町は産業としての活用を率先して示していく責任の位置づけは高い、十分に意識した取組みを急ぐべきである。森林に関わることで、旗を立てるべき自治体は何処か、県内においては本町であることの認識を、強く持っていただくことを指摘しておきます。

11番目、再生可能エネルギーについて。今、SDGsの背景として、暮らしを目標に掲げ、未来へ向けての取り組みが2030年を、区切りで問われている。その中のひとつ、「異常気象」対策で、化石エネルギーから再生可能エネルギーで、CO2排出削減を行う事が国を上げて求められている。本町

の環境から考えられる、木質バイオマスの発電、風力発電等の計画が聞こえてきている。町民への理解を求め進めていく必要性を申し述べておきます。

12番目、ICTの活用における教育について。教育の目的達成に向け、学習指導要領のツールとしてICTの活用が社会の変革に伴って加速を強めている。ICTの活用に求められることは、利用技術ではなく、あくまでも非認知能力を高めるための活用で、目的は変わることはない、その確認の必要性をあえて申し添え、未来を切り開くことの出来る力の育成に期待をします。

介護保険について。初めに、新型コロナウイルス感染の収束のシナリオが見えない中、介護に従事されておられる方にエールをお送りいたします。介護保険の制度が始まって20年、想定外とも言える新型コロナウイルス感染の難題にぶち当たっています。第8期の計画にあたっては、ウィズコロナ禍で、介護労働で顕在化した、制度の問題点等についてしっかりと調査、分析し、切り抜けるための方策を検討すべきことを申し上げておきます。

14番目、安芸太田病院事業について。まずは、コロナ禍で不安と向かい合いながら、日常の診察を中心とした運営に従事されている方々にエールをお送りいたします。決算に当たっての経営状況は、想定されたことから大きく逸脱した指摘は見当たらない。一方、コロナ禍で観点から申し上げると、アフターコロナで病院改革の構想は、これまでの常識が通用するとは考えられず、DXは加速し、ニューノーマルでの対応が求められ、舵取りは、今以上の負担を背負うことにもなりかねないが、継続できる病院事業に期待をいたします。以上、報告を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で委員長報告を終わります。既に決算審査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論はありませんか。2番、田島清議員。なお、田島清議員については、決算を認定することに反対者の発言でございます。

○田島清議員

2番、田島です。令和元年度安芸太田町一般会計決算に関して、いくつかの具体的な決算について触れながら、総じて一般会計決算についての、反対討論を行います。決算審査特別委員会における、詳細な質問、回答において、令和元年度の予算執行における問題点を申し上げます。1点目として、従来からの課題である、旧JR鉄橋について撤去費用が概算で15億円を上回る見込みであることが報告されました。これらの方向性が見いだせない中での予算執行であります。広島市との連携強化など、早急な対応を求めます。2点目です。昨年9月補正予算において出されました一般会計補正予算(3号)では、町の観光振興を目的とした、まち・ひと・しごと創生事業として、スキー場に人工降雪機整備事業を始め、いこいの村ひろしまにおける改修費用の補正予算を審議したところです。顧みますと、人工降雪機補助については、8月8日全員協議会において、初めて提案があり、9月5日の定例会初日に全容が明らかになったと記憶しております。情報提供が議決直前となったことは、交付決定前、申請段階での議会説明は通例にないためであり、失念があったということではないとの答弁でした。また採決当日には新聞記事に交付決定の記事が大きく取り上げられており、町民の中にも驚きの声が見られました。議会としては公益性を認め、賛成多数で可決しましたが、本年度の決算審査特別委員会においては、台風10号による日程変更に伴い、町長、副町長不在の中、審査が行われる事象が発生し、議会軽視ではないかとの声もありました。昨年度の補正予算においても、町の将来を左右する重要案件である本件については、後身政治においても提示すべき事案だったと思います。最初に述べましたJR撤去問題は災害の危険が指摘され、人命に関わる案件です。本町の予算執行には避けて通れない問題として、棚上げするのではなく、町として計画期限を定めた予算執行にあたるべきです。今日のコロナ禍における先行きは不透明なものがあります。外国人客、観光客誘致に大きな期待を寄せての予算執行でしたが、オリンピックを含め、当面、我慢の政策が予測されます。これから、自治体を取り巻く環境が大きく変革しようとしています。少子高齢化、公共施設、インフラ資産の老朽化、債務の増大等現状を明らかにして、過去の政策を振り返り、これからは活かしてもらいたい。9月定例会後に次年度の予算編成が始まろうとしています。橋本町長、新体制においては、議会に情報共有をしっかりとされることを期待します。以上の観点から、積極的に評価する予算も含みながら、一方で町民の立場から見れば、問題点を指摘せざるを得ない事業が含まれています。したがって、以上述べたように、令和元年度安芸太田町一般会計決算に関しては、反対の意思を表明し、反対討論とします。

○矢立孝彦議長

次に決算を認定することに賛成者の発言を許します。討論ありませんか。次に決算を認定することに反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決をします。採決は認定第 1 号、及び認定第 2 号を別々に行います。まず認定第 1 号、令和元年度歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第 1 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第 1 号、令和元年度歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に認定第 2 号、令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第 2 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって認定第 2 号、令和元年度安芸太田町病院事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

しばらく休憩します。5分程度場内換気を行ってください。

(休憩 午後 0時19分)

日程第 18. 発議第 4 号

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。(再開 午後 0時25分)

日程第 18、発議第 4 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中本正廣副議長。

○中本正廣議員

発議第 4 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書。安芸太田町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 2 年 9 月 17 日。提出者、安芸太田町町議会議員、中本正廣。賛成者、安芸太田町議会議員、富永豊。賛成者、安芸太田町議会議員、津田宏。安芸太田町議会議員、矢立孝彦様。提案理由、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な経済的、社会的影響を受け、今後の地方財政はかつてない厳しい状況が予想されてくることから、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。よって地方財源の確保、充実を強く国に求めるものである。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。なお提案理由は別紙のとおりですので、よろしくお願いたします。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 4 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを起立により採決します。お諮りします。発議第 4 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第 4 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については原案のとおり決定しました。

日程第 19. 発議第 5 号

○矢立孝彦議長

日程第 19、発議第 5 号、安芸太田町選挙公報発行条例案の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第 5 号、安芸太田町選挙公報発行条例案の提出について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条の規定により提出する。令和 2 年 9 月 17 日提出。提出者、安芸太田町議会議員、佐々木美知夫。賛成者、安芸太田町議会議員、富永豊。賛成者、安芸太田町議会議員、津田宏。安芸太田町議会議員、矢立孝彦様。提案理由、選挙公報を発行することにより、町民の選挙意識の向上を図るため、公職選挙法第 172 条 2 の規定に基づき、この条例案を提出するものである。条例案は別紙のとおりでございます。以上提出します。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 5 号、安芸太田町選挙公報発行条例案の提出についてを起立により採決します。お諮りします。発議第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第 5 号、安芸太田町選挙公報発行条例案の提出については原案のとおり決定しました。

日程第 20. 発議第 6 号

○矢立孝彦議長

日程第 20、発議第 6 号、黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。富永豊議員。

○富永豊議員

それでは発議 4 号について申し上げます。件名、黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 2 年 9 月 17 日、提出者、総務常任委員長、富永豊。賛成者安芸太田町議会議員 大江厚子。安芸太田町町議会議員 矢立孝彦様。提案理由、黒い雨をめぐる訴訟で原告全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳の交付を命じる判決を言い渡した広島地裁判決に対する国の控訴の判断は長年にわたる原告や、その家族、支援者のご苦勞を踏みにじる行為と考える。よって、国、県に対し、直ちに控訴を取り下げを原告全ての方に被爆者健康手帳を交付すること求める意見書を提出しようとするものである。さらに口頭で付け加えさせていただくと、この運動の歴史は 40 年以上にわたっており、2010 年には 7 月には、本町は政府に県、3 市、広島市、廿日市、安芸高田市、5 町、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、坂町の首長、議会議員が健康診断受診者手帳交付地域にするよう、政府に要望書を提出しています。これまでの動き、また今回の 84 人中、27 名が本町の原告に含まれていることを考えれば、主体的に動く必要性があると考えて提出するものです。意見書については、別紙でつけたとおり、お目通しおきをお願いいたします。提出先は厚生労働大臣、広島県知事です。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 6 号、黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出についてを起立により採決します。お諮りします。発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第 6 号、黒い雨訴訟、控訴取り下げに関する意見書の提出については原案のとおり決定しました。

日程第 21. 陳情第 4 号

日程第 22. 発議第 7 号

○矢立孝彦議長

日程第 21、陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について、及び日程第 22、発議第 7 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための令和 3 年度政府予算に関する意見書の提出についての 2 件を一括議題とします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。富永豊総務常任委員長。

○富永豊総務常任委員会委員長

それではまず、陳情第 4 号について、審査の内容を申し上げます。件名、陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2021 年度政府予算にかかる意見採択の要請に関する陳情書。提出者については、広島県教職員組合山県・安芸高田支区、委員長、大久保明信。陳情の要旨、一つは、子どもたちの教育改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は当面 30 人以下学級とし、複式学級編成基準も改善すること。2 番目、教育の機会均等水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。以上意見書採択と関係機関への提出先。審査結果、子どもたち、より良い教育環境の下で学ぶため、施設及び人的整備は必然であり、行政の債務である。引き続き少子化進行する本町において、我が町に誇りを持ち、世界に羽ばたく児童生徒を誕生させるための教育環境整備の確立を求める必要がある。よって採択とする。

発議第 7 号については裏面に付けておとりでございます。提案理由、地方自治体、学校現場における課題が複雑化、困難化する中に子どもたちの豊かな学びを実現するために、国の次年度予算編成にあたり、教育環境の整備に対する財政支援の充実を求める必要がある。よって別紙により意見書を提出するものである。意見書の提出内容については別紙に付けておとりでございます。提出先については、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について、及び発議第 7 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための令和 3 年度政府予算に関する意見書の提出についての 2 件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第 4 号を採択し、発議第 7 号により意見書を提出しようとするものです。陳情第 4 号及び、発議第 7 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について、及び発議第 7 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための令和 3 年度政府予算に関する意見書の提出についての 2 件は委員長の報告のとおり、陳情書を採択して、意見書を提出することに決定しました。

日程第 23. 閉会中の継続審査について

○矢立孝彦議長

日程第 23、閉会中の継続審査について議題とします。総務常任委員会委員長から、陳情第 5 号、第 6 号、及び産業建設常任委員会委員長から請願第 1 号について、閉会中の継続審査をしたいとの申し出があります。お諮りします。陳情第 5 号、6 号及び請願第 1 号については閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第 5 号、第 6 号及び請願第 1 号については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24. 閉会中の継続調査

○矢立孝彦議長

日程第 24、閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をしました。

追加日程第 1. 議長の辞職許可について

○矢立孝彦議長

次に、私、矢立議長より、中本副議長に議長辞職の申し入れをしております。お諮りします。議長の辞職許可についてを、日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

これより副議長と交代いたします。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0 時 4 6 分)

[矢立孝彦議長、中本正廣副議長と交代]

○中本正廣副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(再開 午後 0 時 4 7 分)

追加日程第 1、議長の辞職許可についてを議題といたします。お諮りします。矢立議長から申し出のとおり辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって矢立議長の議長辞職については許可することに決定いたしました。ただいま議長を辞職された矢立議員より、挨拶の申し出がありますので、これを許可します。矢立議員。

○矢立孝彦議員

貴重なお時間を頂戴をして、挨拶の機会をいただきました。一言だけ、ご挨拶をさせていただきます。この度様々な要因により、報道機関等でいろいろと報道をされております。そういう中で議会の運営に

混乱を来したということで議長職を辞したいということを申し出をさせていただきました。ただいまご許可を頂戴をいたしましたけれども、在任期間においてはですね、執行部のみなさん、大変ご理解をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。なお各議員諸氏に対しましては、このような形で辞するというについては、忸怩たる思いがございますけれども、新しい議長さんの下にですね、一議員として、任期ある限り職務を全う、精励をしたいと思いますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を頂戴をしたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○中本正廣副議長

以上で矢立議員の発言を終わります。

追加日程第2. 議長の選挙

○中本正廣副議長

お諮りします。議長の辞職に伴い、新たに議長を選挙する必要がありますので、日程を追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長の選出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。お諮りします。選出方法については、指名推薦することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法については指名推薦とすることに決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時50分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時50分)

ただいま、富永豊議員が議長に推薦されました。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。ただいま議長に推薦されました富永豊議員に、本席から会議規則第33条2項の規定により告知いたします。

議長就任のご挨拶をお願いします。

○富永豊議長

ただいま、議長というたいせきを選任しました富永でございます。考えてみますと、あと数か月はございますけど、6ヵ月あまりは、期間ではございますけど、今置かれておる状況っていうのは、やはり想定外の新型コロナとの対策をしていかなきゃならない。それは自治体の意義である、存在意義である生活者を起点とした数々の産業、あるいは教育、そういった政策のサポートをしていかなきゃならない。そういった時期にあたって、私が議長をやってまいりますことは、非常に責任を重く感じておりますが、みなさまの協力を得ながら、この難局を乗り切ってまいりたいというように思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中本正廣副議長

議長が決定しました。したがって、議長と交代いたします。

[中本正廣副議長、富永豊議長と交代]

追加日程第3. 議席の変更について

○富永豊議長

それでは議長変更が変わりまして、関係することを決めさせていただきます。

お諮りします。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議席の変更について、日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることに決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時52分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時52分)

追加日程第 3、議席の変更について議題とします。今回、議長選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席を変更したいと思います。1 番から 3 番、及び 5 番から 11 番までは、ただいまの着席のとおりとし、12 番を 4 番、4 番を 12 番の議席として、指定します。ただいま、指定しました議席にそれぞれお着き願います。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 0時53分)

[指定の席に着席]

追加日程第 4. 総務常任委員 1 名の辞任許可について

○富永豊議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時53分)

お諮りします。議長の交代により、私が総務常任委員を辞任したいと思います。総務常任委員 1 名の辞任許可について、日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに議題としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、総務常任委員 1 名の辞任許可についてを日程に追加し、追加日程第 4 として、議題とすることに決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時54分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時54分)

追加日程第 4、総務常任 1 名の辞任許可について議題とします。お諮りします。本件は、申し出のとおり、私、富永の総務常任委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、総務常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

追加日程第 5. 総務常任委員 1 名を選任することについて

○富永豊議長

お諮りします。総務常任委員に 1 名の欠員が生じたので、総務常任委員 1 名を選任する必要があります。総務常任委員 1 名を選任することについて、日程に追加し、追加日程第 5 とし、直ちに議題にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって総務常任委員 1 名を選任することについてを日程に追加し、追加日程第 5 として、議題とすることに決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時55分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時55分)

追加日程第 5、総務常任委員 1 名を選任することについてを議題とします。

お諮りします。総務常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、矢立議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました矢立議員を総務常任委員とすることに決定しました。

追加日程第6. 議会運営委員1名の辞任許可について

○富永豊議長

お諮りします。議長の交代により、私が議会運営委員を辞任したいと思います。

議会運営委員1名の辞任許可について日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員1名の辞任許可についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることを決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時56分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時56分)

追加日程第6、議会運営委員1名の辞任許可について議題とします。お諮りします。本件は申し出のとおり、私、富永の議会運営委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議会運営委員1名の辞任については、許可することに決定しました。

追加日程第7. 議会運営委員1名を選任することについて

○富永豊議長

お諮りします。議会運営委員に1名の欠員が生じたので、議会運営委員1名を選任する必要があります。議会運営委員1名を選任することについて日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員1名を選任することについてを日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時57分)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時57分)

追加日程第7、議会運営委員1名を選任することについて議題とします。お諮りします。議会運営委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、末田議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました末田議員を議会運営委員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

(「議長、動議」の声あり)

動議が出ております。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 0時58分)

追加日程第5. 発議8号

○富永豊議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 0時58分)

6番、津田議員。

○津田宏議員

はい、動議といたしまして、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案を提出いたします。ただちに本日の日程に追加し、議題にのせることを望みます。

○富永豊議長

7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ただいまの動議につきましては、賛成をいたします。

○富永豊議長

ただいま津田議員から矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についての動議が提出されました。この動議は会議規則第16条に規定する賛成者がありますので、成立しました。これを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について動議の日程に追加し、追加日程第8とし、議題にすることに決定しました。

本件は、地方自治法第117条の規定により、矢立孝彦議員は除斥に該当しますので、退席を求めます。しばらく休憩します。

(休憩 午後 0時59分)

[矢立孝彦議員退席]

○富永豊議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(再開 午後 1時00分)

発議第8号、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について議題とします。この動議の提出者から説明を求めます。6番、津田議員。

○津田宏議員

それでは、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案を説明いたします。趣旨、河井克行前法務大臣、河井案里参議院による大規模買収事件で日本中を騒がしている問題、特に我が町にとって、町のイメージを崩し、そして議会への信頼も失墜しております。矢立孝彦議員は3月23日に河井克行前法務大臣から、現金授受がありながら、前小坂町長が河井克行議員から現金を受け取り、4月9日、退職同意の臨時議会を、自身にはまったく何も関係ないかのように取り仕切りました。しかし、6月26日、読売新聞に20万円の授受と41人の顔写真入りで報道があり、その中に矢立孝彦議員がありました。これは公職選挙法に触れる、買収疑惑が問われる大きな問題であります。矢立孝彦議員は、当時、議会を代表する議長であり、その議長の金銭授受の事実は、町民にとっては大きな衝撃を受け入れがたいものであります。町内自治会4地区と、町民から1件、この件についての要望書も出ており、町民からの苦情や電話、町民に会う毎に議会はどうなるとのかと問い詰められております。このようなことから、町のイメージを壊し、議会への信頼を失墜させた責任は極めて重いものであります。よって、矢立孝彦議員の辞職勧告決議案を提出するものであります。以上。

○富永豊議長

以上で提出者からの説明を終わります。これより動議提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

まず原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。

原案に反対者の討論の発言を許します。平岡議員。

○平岡昭洋議員

それでは、反対の立場から討論させていただきます。河井克行選挙収賄事件については、本町では小坂前町長が現金の授受を認め、辞職をされ、今現在、矢立議員も現金授受の疑いがもたれています。これまで議会として、何度か、ことの真実を明らかにすべく、当議員からの説明の場をもってきましたが、矢立議員からの説明は、結局、河井氏との面談はあったが、自身の了解もなく、一方的に現金を置き逃げされた、むしろ自分はこの事件の被害者であるということでした。それでは、その現金をいつ、どの

ようにして、どこに返したのか、という問いかけには、それはノーコメントということで、私自身はそのことについて、明らかにしないことには大いに不審を抱いておることは事実です。しかし、私の思いは、民主主義の基本である、疑わしきは罰せず。私はあくまで議員であり、人を刑事や民事で裁ける立場のものではありません。ましてや現在、矢立議員はこの事件について、何の罪が確定しているわけでもなく、本人も無実を主張しております。現状について確定していることは、何もないのです。例え、これまで私たちの聞いた釈明の場での当該議員からの発言にぶれがあったとしても、この度の河井事件の日本全体に及ぶ関心の高さと、その目に見えぬプレッシャーを考えれば、仕方のないところもあったのかもしれませんが。議会の場は決して法廷ではありません。町内には、矢立議員の処遇について、なぜ辞めさせないんだ、議会は何をしているんだという大きな声があることは十分承知しております。しかし民主主義の原点である、推定無罪の人間を私たちは本当に裁けるのでしょうか。いくら世間の目が厳しくとも、現時点では私は議員であるからこそ、なおさら大衆迎合的にこの辞職勧告に賛成することはできません。以上の立場から私はこの度の矢立議員に対する辞職勧告動議には反対をいたします。以上です。

○富永豊議長

次に原案に賛成者の発言を許します。角田議員。

○角田伸一議員

8番、角田でございます。矢立議員の辞職勧告決議案に賛成の立場で討論を行います。矢立元議長は、議員経験も長く、活動を共にする中で議員としての立ち振る舞い等、多くのことを学ばせていただきました。議会改革にも積極的で、町議会のあるべき姿の追求に努力を惜しまず、膨大な資料収集、情報の提供など議員の資質の向上に努力を惜しまない姿を私たちは見てきました。町行政で発生した不祥事に対し、先頭に立って、解決のために尽力されてきたところでございます。昨年7月の参院選広島選挙区をめぐる買収事件、河井夫妻による現金提供、それを受領したことを認め、前町長は辞職をしました。矢立元議長が議会を代表し、涙ながらに送別のあいさつをされたことが脳裏に浮かびます。前町長以外にも検察の聴取を受けたものがあるのではないかと噂がありましたが、6月定例会会期中の全員協議会において、矢立元議長は、買収事件に関して、自分には1点の曇りもないと、きっぱりと言い切られました。1点の曇りもない発言の後、6月26日付の新聞に河井夫妻の逮捕容疑となった現金提供があったとされる広島県の首長と地方議員の一覧表に矢立議長、20万円受領拒否との記載がありました。6月29日の全員協議会で、検察の事情聴取は認めつつ、その時期は明かされず、新聞報道の内容については、肯定も否定もされず、降りかかった火の粉を払っただけと、表現をされました。7月の早い時期に説明をするとされましたが、その機会はありませんでした。8月4日の全員協議会の説明は、前回説明内容と変わりはなく、議員から町民に向けた説明が必要ではないかとの問いかけに前向きな姿勢は見られませんでした。8月26日付の新聞でございますが、8月25日の河井夫妻の公選法違反の初公判で被買収者の実名が明らかになりました。矢立元議長は、昨年3月23日、自宅で河井克行氏から現金入りの封筒を置き逃げされた、受領の認識はなく、現金はしかるべき機関に提出し、その時期は控えるようになっていました。8月27日の議員連絡会議で矢立元議長から、河井克行氏が自宅を訪ね、現金入りの封筒を置いて立ち去るまでの様子について説明がありました。しかるべき機関に提出したとされる機関名、時期については口にされませんでした。議員自らの身の処し方についての問いかけにも現時点で考えていないということでもございました。9月4日の全員協議会において、本定例会を最後として議長を辞任するとの意思表示がありました。本日正式に議長を退かれました。しかし、現金を提供したとされる機関名、その時期については未だ明らかにされておりません。1点の曇りもない発言の時と現在では矢立議員が置かれている立場は変わってきております。議会には具体的な政策決定と行政運営の批判と監視をするという使命があります。使命達成のために議員は襟を正して政治に臨むべきでございます。私たち議員は住民を代表して、行政上の不祥事の際は、事実関係の確認、再発防止、責任の所在を追求し、時には出所進退を伺うなどの活動を行ってきたところでございます。矢立元議長の被買収が報道されてから今日まで、被買収は事実か否か。また、出処進退についてはなぜ追求しないのか、また議会は身内の議員のことについて、批判が甘い等と住民の声があります。議会の透明性が求められている今日、議員自身のことについて、説明できないことがあるとすれば、住民を代表する議員としてのあるべき姿ではありません。これでは議会の信頼性も失われます。議会の信用、信頼性を保つためにも、矢立議員の辞職勧告案に異論はなく、賛成の意思を明らかにし、矢立議員の辞職勧告案の賛成討論とします。令和2年9月17日、安芸太田町議会議員、角田伸一。

○富永豊議長

原案に対する反対者の発言を許します。反対者の討論、ありますか。大江議員。

○大江厚子議員

大江厚子です。私は矢立孝彦議員の辞職勧告に対しては反対の立場から行います。議会が有権者に選ばれた特定の議員の進退問題を議決することは、例え、それには法的拘束力はないにしても、大きな権力の行使と考えます。逮捕、勾留など明らかに当議員が正常な議員活動を行えない場合に限定すべきと考えます。その上で矢立議員に要望いたします。議員は有権者それぞれの切実な考えの一票、一票によって選出されており、その重みは、我々議員は十分に承知しています。また議員は安芸太田町の住民の声や意見に依拠して自治体の政策形成に参画し、重要な政策決定を行う役割を果たすべきです。その職務を果たすための基本は、まず住民との信頼関係がそこにあるかどうかです。今定例議会にむけて住民より、矢立議員、議会に要望書が提出されました。河井両議員の買収事件における矢立議員の現金授受から、今日までの経過の説明と自分の進退について問う要望書でした。これらには早急に真摯に応えるべきと考えます。また矢立議員はこの買収に関して、現金を置き逃げされた時、これは犯罪のにおいがすると思った、この事件に関して闘いたいと議会に言われました。自民党本部から出ていた1億5千万円もの巨額資金が一連の現金のバラマキの資金源になっているのではないのでしょうか。その資金提供の意図等の責任、買収事件の全容の解明を私も追求したいと考えています。そのためにも、矢立議員には事実を住民、議員に明らかにしていただきたいと思えます。汚職事件で信頼が地に落ちた広島県政会、この安芸太田町も含めてですが、その信頼回復に努めること、このような金権政治の追放こそ、我々議員の役割と考えます。以上、大江厚子、反対討論を終わります。

○富永豊議長

原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

ほかに討論はありますか。末田議員。

○末田健治議員

5番、末田です。私は矢立議長辞職勧告決議案に反対の立場で討論に加わります。本事案については河井案里氏の当選を目的として、自民党本部から溝手頭正氏の10倍にあたる1億5千万円が資金として交付され、県内、県会議員を始めとした地方議員や後援会会員等に配られたものであり、河井克行氏及び案里氏は現在、公職選挙法買収事件として係争中であります。本件の特異性は金額の多少はあるものの、河井克行氏から国会議員という権力にもものを言わせ、受け取りを拒んでも、押しつけと見られる内容であります。議員は言うまでもなく、有権者の厳粛な投票行為という信託を得て議員活動を行っております。その意味でも疑惑を持たれることのないよう、行動には規律が求められます。検察の見方も当選を強く意図した河井議員の行為には悪質性が問われておりますが、現時点では矢立議員は検察から起訴されているものでもなく、有権者の厳粛な投票行為により選ばれた議員身分の判断を議会で問うことは適正でなく、選挙民に委ねるべきことであり、辞職決議には反対するものでありますなお、有権者、町民には十分な説明をされるよう、申し添えます。以上です。

○富永豊議長

ほかに討論はありませんか。討論はよろしいですか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第8号、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についてを、起立により採決します。この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。したがって動議は否決しました。矢立孝彦議員の入場を認めます。

[矢立孝彦議員 入場]

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで閉会にあたって、町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。はい、町長。

○橋本町長

失礼いたします。令和2年9月定例議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本会議ならびに決算特別委員会において、慎重なるご審議をいただき、本定例会に提出をいたしました令和元年度会計決算の認定、令和2年度各会計補正予算を始め、重要案件につきまして、同意、認定、可決をしていただき、本日閉会の運びになりましたこと、厚く御礼を申し上げます。今年は念頭より新型コロナウイルスの猛威にさらされ、未だその影響が続いております。本町にお

いては、幸いにして、町民並びに関係者の皆様のご努力もあり、感染者ゼロという状況を維持していただいておりますが、その影響は甚大であります。その影響をやわらげ、またピンチをチャンスに変えるべく、本定例議会でお認めいただいた補正予算も急ぎ執行させていただきながら、町の活性化に向けて全力で取り組んでまいります。最後になりましたけれども、矢立前議長におかれましては、長らくご指導賜りまして、誠にありがとうございました。議会も新たな体制の下進まれるということでございますが、議員の皆さまには健康にご留意いただきまして、町政推進に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○富永豊議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和2年第8回安芸太田町議会定例会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 1時25分 閉会
